

平成30年 第10回定例会

上里町農業委員会 会議録

平成30年10月25日(木)

平成30年 第10回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	平成30年10月25日(木)	開催場所	上里町役場4階 協議会室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後3時00分	
議長	吉澤 英彰	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：及川慶一 事務局係長：戸矢信男 主事：田島一成		書記	事務局主事 田島一成

委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	吉澤 英彰	○	—	坂本 克次	○
会長代理	入 文隆	○	—	小暮 榮	○
1	青木 猛	○	—	橋爪 一松	○
2	川田 貴之	○	—	小林 進	○
3	藤島 廣二	○	—	横尾 邦雄	○
4	黒澤 順子	○	—	須賀 庄衛	○
5	松本 初美	○	—	清水 晴保	○
6	敷地 友好	○	—	松下 幸治	×
7	並木 利明	○	—	石関 準一	○
8	板垣 幸一	○	—	安藤 利一	○
9	松本 保夫	○	—	関根 健次	○
10	根岸 好行	○	—	岩田 弘一	○
11	和田山 玉彦	○	—	齊藤 直	○
12	紙田 晴夫	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は14名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより平成30年第10回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号6番 敷地 友好 委員 議席番号7番 並木 利明 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 田島主事 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第31号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から4番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。1番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△、2, 017㎡、青地であり、地目は畑、受人の居住地から申請地までは約280m、権利内容は売買による所有権移転、受人の耕作面積は5, 317㎡、うち自作が3, 300㎡、借受地が2, 017㎡でございます。従農者数は2人、機械に関してはトラクター4台、コンバイン1台、田植機1台、耕うん機1台を所有、作付品目は米、ネギ、じゃがいもとのことです。譲受人は84歳の専業農家であり、経営規模拡大の為申請となりました。</p> <p>2番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 行田市大字〇〇△△△の△ 公益社団法人〇〇〇〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 4, 006㎡、青地であり、地目は田、受人の居住地から申請地までは900m、権利内容は売買による所有権移転、受人の耕作面積は167, 296㎡、うち自作が24, 443㎡、借受地が142, 853㎡でございます。従農者数は4人、機械に関してはトラクター4台、コンバイン3台、軽トラック5台、田植機1台を所有、作付品目は米麦とのこと</p>

		<p>です。譲受人は69歳の専業農家であり、経営規模拡大の為申請となりました。</p> <p>3番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 さいたま市〇〇区〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 外1筆 計531.16㎡、青地であり、地目は畑、受人の居住地から申請地までは約1.9km、権利内容は売買による所有権移転、受人の耕作面積は172,940㎡、うち自作が162,940㎡、借受地が10,000㎡でございます。従業者数は8人、機械に関してはトラクター7台、耕うん機3台、コンバイン2台、管理機10台、軽トラック6台を所有、作付品目は米、野菜とのことです。譲受人は77歳の兼業農家であり、経営規模拡大の為申請となりました。取得後はネギ、白菜を作付予定とのことです。</p> <p>4番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏外2名です。土地の所在は大字〇〇△△△ 969㎡、青地であり、地目は畑、受人の居住地から申請地までは約1.9km、権利内容は売買による所有権移転、受人の耕作面積は172,940㎡、うち自作が162,940㎡、借受地が10,000㎡でございます。従業者数は8人、機械に関してはトラクター7台、耕うん機3台、コンバイン2台、管理機10台、軽トラック6台を所有、作付品目は米、野菜とのことです。譲受人は77歳の兼業農家であり、経営規模拡大の為申請となりました。取得後はネギ、白菜を作付予定とのことです。</p> <p>議 長 以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>須賀 庄衛 委員 1番について 現在も耕作をされているので、問題ありません。</p> <p>紙田 晴夫 委員 2番について 問題ありません。</p> <p>小林 進 委員 3番・4番について</p>
--	--	--

<p>日程第3 議案第32号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	議 長	申請地は耕作放棄地であったところで、現在は耕作できる状態になっております。問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から10番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。
	事 務 局	<p>農地法第5条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番ですが、借人 上里町大字〇〇△△△の△アパート名〇〇 〇〇 〇〇氏、貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。借人は貸人の孫に当たります。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 374㎡、地目は畑、権利内容は30年間の使用貸借権設定、転用目的は分家住宅、借人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地とみられます。宅地に接続しています。借人は現在借家に暮らしており手狭になってきたので、自己用住宅を建設するため申請となりました。こちらの案件は農振除外済みです。</p> <p>2番ですが、譲受人 東松山市〇〇△の△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△ 237㎡、地目は田、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は貸店舗、譲受人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地に接続しています。申請地は県道に面し、また国道17号や神保原駅からのアクセスも良好であり、店舗の需要が見込まれるため申請するものです。</p>

3番ですが、借人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏 外1名、貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 74㎡、地目は畑、権利内容は35年間の使用貸借権設定、転用目的は進入路、借人の職業は会社員、形態は追認、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地に接続しています。申請地北側の申請者宅への進入路として使用するため、申請するものです。現在まで使用していたため、始末書の添付があります。

4番ですが、借人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 334㎡、地目は畑、権利内容は35年間の使用貸借権設定、転用目的は分家住宅、借人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地に接続しています。借人は現在親と同居しており、子供の成長に伴い住居が手狭となってきたため、自己用住宅を建築する申請となりました。

5番ですが、賃借人 上里町大字〇〇△△△ 地方公共団体名、賃貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 1,810㎡、地目は畑、権利内容は20年間の賃貸借権設定、転用目的は駐車場、賃借人の職業は地方公共団体、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第3種農地です。宅地に接続しています。現在の職員駐車場が町立保育園建設予定地にあたるため、代替地として申請するものです。

6番ですが、譲受人 東京都〇〇市〇〇△の△の△ (株) 〇〇〇〇、譲渡人 千葉県〇〇市〇〇△の△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 330㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売分譲住宅2棟、譲受人の職業は不動産業、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地付近には小学校やショッピングセンター等があり、住宅需要が見込まれるため申請するものです。

7番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ 宗教法人〇〇〇〇、譲渡人 さいたま市〇〇区〇〇△の△の△ 〇〇 〇〇氏 外1名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 421㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は駐車場、譲受人の職業は住職、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。以前、隣接地である申請地南側を駐車場として農地転用したが、まだ駐車場が足りない為、申請するものです。現在、駐車場として使用しているた

		<p>め、始末書の添付があります。</p> <p>8番ですが、譲受人 神川町大字〇〇△△△の△アパート名〇〇 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 外1筆 計281㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在借家に暮らしており手狭になった為、自己用住宅を建設するため申請するものです。</p> <p>9番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△ (株) 〇〇〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏 外4名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△ 外4筆 計9,314㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は農業用集出荷貯蔵施設、譲受人の職業は農地所有適格法人、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、農用地区域です。宅地に接続しています。玉ねぎの集出荷・乾燥・選果・低温貯蔵機能を一元的に整備し、産地の育成と競争力を確保するため申請するものです。</p> <p>10番ですが、賃借人 本庄市〇〇△の△の△ (株) 〇〇〇〇、賃貸人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏 外3名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△外3筆 計9,519㎡、地目は田、権利内容は一年間の賃貸借権設定、転用目的は表土置場及び搬出入路、賃借人の職業は建材業、形態は新設、申請地は農用地区域です。宅地に接続しています。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>9番の案件について補足説明をさせていただきます。通常、農地転用の申請書を提出する際は資金力の確認の為、金融機関の融資証明書や、残高証明書を添付してもらっています。今回、申請人の資金の内訳は自己資金、金融機関の融資及び国からの補助金となっております。しかしながら、融資資金の一部の資金について、金融機関の融資証明書の発行に時間を要しておりまして、本日までにはそろえるのが困難な状況でございます。申請人には本日の午前中までに、融資が行われた後の通帳のコピーを事務局へ提出してもらう予定でしたが、通帳のコピーは提出されず、代わりとして融資機関の融資受付証明書が提出されました。この証明書はあくまで申し込みをした証明書でして、融資機関が融資を決定した証明書ではございませんので、資金を担保できる資料ではございません。申請人からは11月2日までに融資証明書が発行されると伺っております。現在の状況を本庄農林振興センターへ報告したところ、今後、埼玉県に進達した際に融資証明がそろ</p>
--	--	--

		<p>っているのであれば、農業委員会総会に議案として提案しても構わないとの回答を受けたので、本日、提案させていただきますところでございます。</p>
	議長	<p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p>
	敷地 友好 委員	<p>1 番について 住宅地の中であるため、問題ありません。</p>
	根岸 好行 委員	<p>2 番について 問題ありません。</p>
	橋爪 一松 委員	<p>3 番～7 番について 3 番と 4 番は隣接している案件です。周りは住宅の為、問題ありません。 5 番ですが、地方公共団体の駐車場としてとのことなので、問題ありません。 6 番ですが、住宅の並びですので、問題ありません。 7 番ですが、駐車場として必要な拡張ですので、問題ありません。</p>
	松本 保夫 委員	<p>8 番について 問題ありません。</p>
	並木 利明 委員	<p>9 番について 問題ありません。</p>
	石関 準一 委員	<p>1 0 番について</p>

		問題ありません。
	議長	ありがとうございました。続きまして、1番から8番及び10番について質疑のある方は順次発言をお願いします。
	敷地友好委員	5番について、町立保育園ができるための代替地としての農地転用ですが、町立保育園はどこに建設するのですか。また、建築に際し、すでに町の予算化はされていますか。
	事務局	～航空写真に基づき、場所の説明～。予算化されています。
	議長	他に質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	議長	～異議なしの声あり～ ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	議長	～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議長	続きまして、9番の案件についての質疑に入りますが、本日、申請人をお呼びしております。入室をお願いします。
		～9番申請人入室～
	9番申請人	～あいさつ、事業説明～
	議長	それでは、質疑のある方は順次発言をお願いします。

	小林 進 委員	上里町スマートインターチェンジ付近で事業計画があったと思うが、なぜ今回の申請地に変更となったのですか。また、玉ねぎの販売先は決まっていますか。
	9 番申請人	スマートインターチェンジ付近に土地を持っている(株)××××より打診がありましたが、土地が高額だったこと、また、建設に関しては(株)××××にて行いたいとのことだったため、金銭的な面からあきらめました。また、販売先については(株)△△△△や(株)△△△△を予定しております。
	紙田 晴夫 委員	資金面の関係はどうなっていますか。
	9 番申請人	スーパーL 資金が4億6千万円、国庫補助金が3億5千8百34万円、(株)●●●●より借入、(株)◎◎◎◎より借受を予定しています。
	紙田 晴夫 委員	資金が確実でないと、許可は厳しいのではないのでしょうか。
	9 番申請人	資金については、万全の準備をしています。
	和田山 玉彦委員	何年計画なのですか。
	9 番申請人	3年後に50ヘクタールの収穫を計画しています。来年度25ヘクタールを町内で収穫予定です。23年間で借入金の返済を予定しています。3年間の元金返済猶予、5年間の無利子化の対応を頂いております。
	和田山 玉彦委員	では、計画書を出していただいて審議するというので、保留とするのがいいのではないかと考えます。
	事 務 局	～委員に計画書を配布～

根岸 好行 委員	作付面積の計画は現実的なものですか。
9 番申請人	すでに多くの面積の確保はできています。今後、農業をやめる農家等から農地の借り入れを行う予定です。
小林 進 委員	現在の耕作面積はどの程度ですか。
9 番申請人	約 20 h a ほど、借り入れをしています。
事 務 局 長	ただいま、詳細な面積をお調べします。
事 務 局	～農地台帳確認後、委員に耕作証明を報告～
敷地 友好 委員	国庫補助金というのは産地パワーアップ補助金のことですか。
9 番申請人	産地パワーアップ補助金は機械についての補助金です。今回の補助金は強い農業づくり交付金です。
敷地 友好 委員	交付決定はすでにもらっていますか。
9 番申請人	現在、内示をもらっています。
敷地 友好 委員	資金の裏付けが整わない段階ですが、埼玉県としては本日の町の農業委員会にはかってよいとのことであれば、砂利採取地でも玉ねぎの作付ができるとのことなので、よいのではないのでしょうか。
松本 保夫 委員	資金計画や事業計画が整っていれば、よいと思います。

板垣 幸一 委員	判断が難しいですが、これからの農業のことを考えれば、いいのではないかと思います。
松本 初美 委員	砂利採取地でも玉ねぎができるということで、採算が合えば、上里の農業の発展としてありなのではないかと思います。
黒澤 順子 委員	松本 初美委員と同意見です。
藤島 廣二 委員	できれば進めていただきたいと思います。先日、企業参入を進める会議に出席いたしました。内容としては、企業の農業参入が進まないと農業が維持できないというものでした。1985年ごろから業務用野菜の輸入が増えており、生産量としては100万トンから400万トンまで増えています。以上のことから今回の案件についても勧めていくべきだと思います。また、農業後継者育成の観点からも、若手を育てるために企業的な農業が必要であると考えます。
川田 貴之 委員	施設の貸し出しの予定はありますか。
9番申請人	事業に支障をきたさない範囲で受け入れを考えております。
青木 猛 委員	書類が整っていれば問題はないかと思います。ただ、圃場に草が茂っている現状が見受けられ、そのような環境で作物を作るのはいかがかと感じています。
9番申請人	現状、手が回っていない圃場があるのは事実です。今後、若手の日本人職員を5名雇い入れる等、人手不足の解消に取り組んでいく予定です。
紙田 晴夫 委員	新たな企業を立ち上げて大きな事業をするということで、やはり資金の裏付けがうやむやでは許可相当とで

		きないと考えます。
	齋藤 直 委員	裏付け資料がそろってから審議するのが妥当ではないかと思います。
	関根 健次 委員	基本的には賛成です。申請人の関連会社が若手を使い一生懸命に農業をやっている様子を見えています。国や埼玉県でゴーサインが出ているわけなので、たまたま本日、資金の裏付けが足りないということなので、裏付け資料を整えば許可相当とする条件付きでどうでしょうか。また、申請人は農協の立ち上げた玉ねぎ関連の法人とは関係はないのでしょうか。
	9番申請人	農協の玉ねぎ関連法人とは関係ありませんが、そちらの玉ねぎについても施設利用をしていただいて問題ないと考えております。
	和田山 玉彦委員	農協の理事として言わせていただきますと、農協は今回申請の施設を利用する予定はありません。
	清水 晴保 委員	自己資金はどの程度ありますか。
	9番申請人	資本金が100万円、自己資金が27万円です。冬に向けて増資手続きを考えております。
	石関 準一 委員	一般競争入札の進捗状況はどうなっていますか。また、運転資金はどの程度ですか。
	9番申請人	10月29日に開札を予定しています。建設事業について7社、設備について2社の入札を頂いています。運転資金としては年間6,500万円ほどを計画しています。
	議 長	他に質疑がないようですので、申請人には退室していただきます。

日程第4 議案第33号 農地法第5条の規定による 許可後の計画変更承認申請 について	根岸 好行 委員	<p>～9番申請人退室～</p> <p>農業委員会委員の中で、玉ねぎを生産している方はいますか。</p> <p>～なし～</p>
	議 長	<p>それでは採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>～挙手多数～</p>
	議 長	<p>挙手多数でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p>
	議 長	<p>日程第4 議案第33号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局による説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p>【議案説明】</p> <p>1番ですが、申請人は本庄市〇〇△の△の△ (株) 〇〇〇〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△外2筆 計4,945㎡、地目は田、申請内容は砂利採取面積の変更です。当初計画後に地権者より砂利採取に協力すると申し出があり、当初計画に間に合わなかったため、今回申請となりました。</p>
	議 長	<p>以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p>
	敷地 友好 委員	<p>申請地の中に農業用施設があるかと思いがうが、砂利採取について、施設に影響はありませんか。</p>

<p>日程第5 議案第34号 農用地利用集積計画（案） について</p>	事務局	保安距離を確保する計画となっております。
	敷地友好委員	農業用施設への進入路は確保されていますか。
	事務局	確保されております。
	議長	ほかに質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議長	ご異議なしと認め、申請どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議長	挙手全員でありますので、申請どおり承認することに決定いたします。
	議長	日程第5 議案第34号 農用地利用集積計画（案）について提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事務局	説明させていただきます。1ページ目の概要表には、全体の集計が記載してございます。1／4ページから4／4ページには、新たに設定される貸借や、継続して設定される貸借が一筆毎に記載してあります。 利用権設定を受けるものは、基盤法第18条により「全部適正管理」や「常時従事」、「機械」「人員」など、「下限面積」要件以外については農地法第3条と同様の農家要件が必要です。記載された農業者がそれらを満足する者であるかどうかについて、審査が必要となります。
	議長	以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議長	質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～

日程第6 議案第35号 農用地利用集積計画「期間 借地(案)」について	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり承認としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり承認とすることに決定いたします。
	議 長	日程第6 議案第35号 農用地利用集積計画「期間借地」(案)について、事務局による説明を求めます。
	事 務 局	【議案説明】 こちらは、麦をひびきの農産に出荷する方々が設定する11月から6月までの期間借地です。上里町の麦の出荷法人として「ひびきの農産株式会社」が期間借地の設定をしています。 1ページ目は集計表となっていて、1/4ページから4/4ページには賃貸借内容が記載されております。
	議 長	以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。
	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり承認としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり承認することに決定いたします。
[閉 会]	会 長 代 理	以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

--	--	--

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

平成30年10月25日

議 長

印

(敷地 友好 委員)

署 名 人

印

(並木 利明 委員)

署 名 人

印